

あかねショートステイセンター運営規程(指定障害福祉サービス)

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う短期入所事業は、主たる対象者(身体障害者並びに知的障害者、ただし18歳未満を除く。)が居宅において介護を受ける事が困難であり、一時的な保護を必要とする場合とする。その利用者が可能な限りその居宅において、本来有する自由意思や自己決定権を否定されることなく、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(1) この事業所は、特別養護老人ホームあかね荘に専用の居室を併設して行うこととし、その運営は、特別養護老人ホームあかね荘と一体的に行うものとする。

(2) 前項に掲げるほか、特別養護老人ホームあかね荘の入所者に利用されていない居室を利用した指定短期入所生活介護を行うことができる。ただし、この場合の利用については、特別養護老人ホームあかね荘に入所する者が優先されるものとする。

(運営の方針)

第2条 運営に関する方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、障害の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

(2) 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むうえで必要な援助を行うものとする。

(3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(4) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。

(5) 指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。]

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 あかねショートステイセンター

(2) 所在地 青森県五所川原市大字前田野目字長峰112番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(看護職員兼務)

管理者は、この事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、施設の運営管

理について必要な指揮命令を行うものとする。

(2) 医師 4名 (嘱託医2名 協力医2名)

医師は、入所者の健康の状況に注意して健康管理を行い、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

(4) 次長 1名 (介護職員兼務)

次長は、園長を補佐して、主として会計経理を担当する。

(5) 事務長 1名 (介護職員兼務)

事務長は、園長を補佐して、労務管理業務を担当する。

(6) 生活相談員 1名

生活相談員は、常に利用者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(7) 介護支援専門員 1名 (介護職員と兼務)

介護支援専門員は、施設サービス計画に係る業務を行う。

(8) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行い、利用者の個別支援計画の策定・評価を定期的に行うとともに、サービス提供のプロセス全体を管理する。

(9) 介護職員 21名 (兼務5名 (次長・事務長・訪問介護統括主任・介護支援専門員・デイサービスセンター介護職員)、主任介護は機能訓練指導員と兼務2名)

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護するものとする。又、主任介護職員は、機能訓練指導員として、利用者の心身の状況に合わせて、個別で身体を動かす機会をつくり、クラブやレクを通して、日常生活機能の改善・低下しないように援助を行う。

(10) 看護職員 5名 (園長兼務1名、デイ兼務1名、看護主任は機能訓練指導員兼務)

看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意して健康管理を行い、必要に応じて医師との協力の下で健康保持のための適切な措置をとるものとする。

(11) 歯科衛生士 1名 (訪問介護職員と兼務)

歯科衛生士は、歯科医の指示の下で口腔ケア等を行う。

(12) 栄養士 2名 (調理員兼務1名)

栄養士は、利用者の給食、献立、発注、調理員の指導に従事する。

(13) 調理員 7名 (栄養士兼務1名)

調理員は、利用者の給食の調理に従事する。

(14) 技能主事 2名 (事務員と兼務)

技能主事は、施設設備並びに構内の保守点検・維持管理及び管理者の指示することに従事する。

(15) 宿直員 2名

宿直は、夜間当直にて施設内外の警備に従事する。

(16) 事務員 3名 (訪問介護統括主任と兼務1名、技能主事と兼務1名)

事務員は、庶務一般事務に従事する。

(利用定員)

第5条 この事業所が行う指定短期入所生活介護サービスの利用定員は、6名とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 五所川原市(旧市浦、金木を除く)。その他については相談に応じる事とする。

(サービスの内容及び利用料)

第7条 短期入所生活介護にあたっては、利用者の心身に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って次のとおりのサービスを提供する。

(1) 食事の提供

栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、三食ともに適切な時間に提供する。

(2) 入浴

原則として、週に最低2回以上の入浴サービスを提供する。ただし、利用者の身体の状態に応じて特別浴又は清拭とする場合がある。

(3) 介護

利用者の心身の状態に応じて、適切な方法により次の介護サービスを行う。

- ①食事介助
- ②排泄介助
- ③おむつ交換
- ④施設内の移動の付き添い
- ⑤体位交換
- ⑥シーツ交換
- ⑦着替え介助
- ⑧離床介助
- ⑨整容
- ⑩その他の日常生活上の世話

(4) 機能訓練

利用者の心身の状態を踏まえて、必要に応じて日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のための援助を行う。

(5) 健康管理

医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

(6) 相談及び援助

利用者の心身の状態、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言等の援助を行う。

(7) レクリエーション及び行事

利用者の教養娯楽のために、月間予定表を定めてレクリエーション及び行事を行う。

(8) その他自立への支援

寝たきり防止のため出来るだけ離床に配慮する。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮する。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行えるよう配慮する。

(利用料とその他の費用)

(1) 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(2) 通常の実施地域以外の送迎に要する費用については、実費相当額の費用とする。ただし、事業所の自動車を使用した場合は、1kmにつき通常の事業の実施地域を超えた地点から37円の費用をご負担していただく事とする。

(指定障害福祉サービスの給付の対象とならないサービス)

(1) 特別食、行事参加費、理美容費、クラブ活動材料費、インフルエンザ予防接種等の健康管理費等の料金は、実費に相当する金額とする。

(2) 指定短期入所生活介護において常事供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条

(1) ご契約者又はそのご家族は、ご契約者の体調の変化があった場合は、速やかに職員にお知らせ下さい。

(2) 事業所内の機器を利用される場合は、必ず職員にお知らせください。

(3) 施設内での金銭や食べ物のやり取りはご遠慮ください。

(4) 職員に対する贈り物や飲食のもてなしは固くお断りいたします。

(5) 施設内での見守りを徹底していますが、場合によっては転倒などの事故が発生する可能性があることを予めご了解ください。

(6) 現金等貴重品の居室への持ち込みは固くお断りいたします。(必要に応じて貴重品管理サービスをご利用ください。)

(7) 上記に拘らず、ご契約者が現金等の貴重品の管理を希望する場合は、必ずその理由と内容(現金は5,000円未満とします。)を管理者に届け出てください。

(8) 利用者及びご家族等による当事業所サービス従事者に対して、不適切行為やハラスメント行為等により、利用継続し難い背信行為等については、サービスを終了させていただく場合があります。

(緊急時等における対応方法)

第9条 この事業所に勤務する職員は、現に指定短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 管理者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事故発生時に関する事項)

第12条 サービス提供中に事故が発生した場合、直ちに応急処置・医療機関への搬送等の措置を講じ、家族、保険者等への連絡を行うこととする。明確に記録とし、原因を解明し再発防止に努めることとする。損害すべき事故に関しては、損害賠償保険契約に基づき対応すること。(富士火災海上保険株式会社)

(身体拘束廃止に関する事項)

第13条 自由を制限するような身体拘束を原則として廃止すると事を目的として、常時会議等で検討することとする。緊急やむを得ない理由で拘束せざる得ない場合、利用者・家族へ十分な説明と承諾を基に、記録・報告等行うこととする。

(介護職員による喀痰吸引に関する事項)

第14条 介護職員による喀痰吸引実施については、利用者・家族の同意により、主治医の指示書・看護師の状態確認に応じて、青森県喀痰吸引等研修修了者ご実施することとする。

(苦情解決)

第15条 提供した指定短期入所生活介護サービスに関する利用者並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(1) 提供した指定短期入所生活介護サービスに関し、法令に基づき市町村又は県が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者並びにその家族からの苦情に関して市町村又は県が行う調査に協力するとともに、市町村又は県の助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(2) 社会福祉法(昭和26年法第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第16条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。ただし、入所者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。また、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど、正当な理由がある場合に限って利用者又はその家族等の個人情報を用いる場合がある。

(1) 職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とするものとする。

(2) この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人若菜会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第17条 適切なハラスメント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえつつハラスメント対策をすすめていく。

附 則

(業務継続計画)

第18条 感染症や災害が発生した場合であっても業務を継続できるような体制を構築する。

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

1. 平成18年4月1日一部改正
2. 平成18年10月1日一部改正
3. 平成21年4月1日一部改正
4. 平成24年10月1日一部改正
5. 平成26年4月1日一部改正
6. 平成27年4月1日一部改正
7. 平成29年4月1日一部改正
8. 平成30年4月1日一部改正
9. 平成31年4月1日一部改正
10. 令和 2年4月1日一部改正
11. 令和 3年4月1日一部改正
12. 令和 4年4月1日一部改正